

内科医から
伝えたい

歯科医院に知ってほしい
糖尿病のこと

その2

にしだわたる糖尿病内科

西田 亙 著

歯周病 (periodontal disease) は、歯肉炎 (gingivitis) および歯周炎 (periodontitis) に大別されますが、英語の -itis は“炎症”を意味する接尾辞であり、歯肉炎と歯周炎は炎症に基づく疾患であることを言葉が主張しています。

ごくあたりまえのことですが、“炎症”というキーワードがイメージできるかどうかで、歯周病の捉え方は劇的に変わります。ただし、歯周病が歯肉や歯周組織に引き起こす炎症は、高熱を出すインフルエンザや扁桃炎のように、“大きな炎症”ではありません。歯周病は、発熱など起こさない“小さな炎症”なのです。

そして、1週間前後で治癒するインフルエンザや扁桃炎とは異なり、歯周病は適切なケアと治療を行わなければ、1年、3年、10年と持続します。小さな炎症が長期間にわたり持続すること、すなわち“慢性微小炎症”こそが、歯周病の恐ろしさなのです。

本編では、この慢性微小炎症の恐ろしさを医学的見地から理解してみましょう。

1

ぎんさんの若々しい血管が私たちに教えてくれること

1992 (平成 4) 年、満 100 歳となった双子の姉妹、“きんさんぎんさん”が鮮烈にデビューし、時代の寵児となったことを覚えていらっしゃる方も多いことと思います。1892 (明治 25) 年生まれの名女きんさんは 107 歳、次女のぎんさんは 108 歳でその天寿を全うされました。

ぎんさんは、きんさんが他界された後、急激に気力と体力が衰え、南生協病院 (名古屋市) からの往診を受けられていたそうです。自宅でご家族に見守られながらの最期でしたが、亡くなられたときに伺った主治医 (室生医師) が「こんなに元気で長生きされた、ぎんさんのお体がどんなであったのか、ぜひ解剖して研究させていただきたい」と娘さんにお願ひされたところ、「私も、母の体がどうなっているのか、不思議に思っていたんです。医療に貢献できるなら、どうぞお願いします。」と快諾され、ぎんさんのご遺体は同病院において、病理解剖を受けることになったのです。この時の詳細が、病理解剖を担当された棚橋医師による『きんさんぎんさんが丈夫で長生きできたワケ』(あけび書房) に記されています¹⁾。

棚橋医師は、ぎんさんの臓器の状態が、一見してとても 108 歳とは思えないほど若々しいことに大変驚き、記者会見翌日の新聞は「ぎんさんの肉体的年齢は 80 歳！」という見出しで飾られました。

数ある臓器所見の中で、私が着目したのは大動脈です。大動脈は、名前のとおり人体で最も太く、動脈硬化の影響を受けやすい血管です。動脈硬化症を来した血管は、まさに字のごとく硬くなり、ハサミで切り開く際にはバリバリと音がするほどです。粥状硬化により内壁は凸凹になり、色も茶褐色に変色します。しかし…ぎんさんの血管は驚くほど軟らかく、内壁も平滑で白く、動脈硬化の兆候は軽度だったそうです (図 4-1)。

「動脈硬化は血管の炎症」ですから、ぎんさんの体は炎症を起こしていない、清らかな

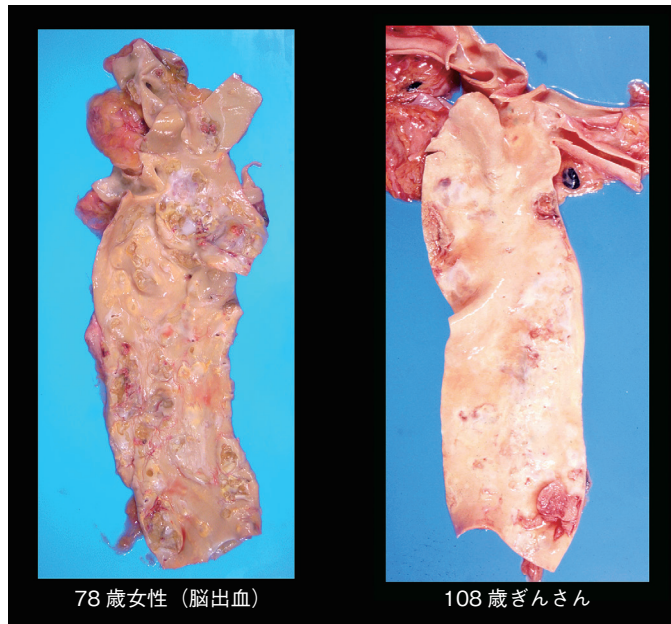


図 4-1 78 歳女性と 108 歳さんの胸部大動脈（南生協病院病理診断科・棚橋千里先生のご厚意による）

左）脳出血で死亡した 78 歳女性の胸部大動脈：血管内腔は茶褐色に変色し，粥状硬化により凸凹になっている。

右）108 歳さんの胸部大動脈：血管内腔は白く艶やかであり平滑，動脈硬化所見は部分的である。

状態にあったのではないかと思います。なぜ炎症のない体が，健康長寿につながるのか？その理由を学術論文に求めてみましょう。



Dr.にしだの勸所！

2 症例の大動脈が教えてくれるとおり，「老化とは硬くなる」ことなのです。本来は，白いホースのようにしなやかで艶やかな血管が，内部で動脈硬化を起こすと，汚い色に変色し，石のように硬くなっていきます。まさに，動脈硬化という字のとおりです。そして，この硬化は肝臓でも起こります。ウイルス性肝炎，アルコール性肝炎，脂肪性肝炎をはじめとする慢性肝炎が続くと，肝臓は線維化を起こし，やがては肝硬変に至ります。「慢性炎症は臓器を硬くする」ことをチェアサイドで伝えていきましょう。



Dr.にしだの**勸所**！

インドの研究から明らかになったように、妊婦さんが歯肉炎や歯周炎を放置してしまうと、妊娠糖尿病を併発してしまう危険性があります。そして妊娠糖尿病の女性には、ある共通点があります。それは「**お菓子や菓子パンなどのスイーツが大好き**」であること。それだけでなく妊婦さんは、ホルモンバランスの関係から妊娠関連歯肉炎を起こしやすいのに、糖質過多の間食を多量に摂取すれば、いとも簡単に歯肉出血を来してしまいます。**妊婦さんはもちろんのこと、妊娠可能年齢にある女性の歯肉炎は要注意**です。歯肉炎への保健指導を通して、健全な出産に導いてあげましょう。

12 早期糖代謝異常に関わる糖尿病予防認定歯科衛生士

正常から未病、未病から糖尿病へのつながりは、絶食時血糖という指標が最も捉えやすく、妊娠糖尿病と糖尿病をつなぐ部分には、米国糖尿病学会の前糖尿病がしっかりと収まります。そこで、ここまでの全体像を図 5-9 にまとめてみました。

問題は、早期糖代謝異常の人々に、誰がどのようにして介入するのかという点にあります。冒頭で説明したとおり、疾病保険に縛られた医科ができることは限られています。歯周治療で糖代謝が改善するのであれば、早期糖代謝異常の人々に、最も効果的に介入でき

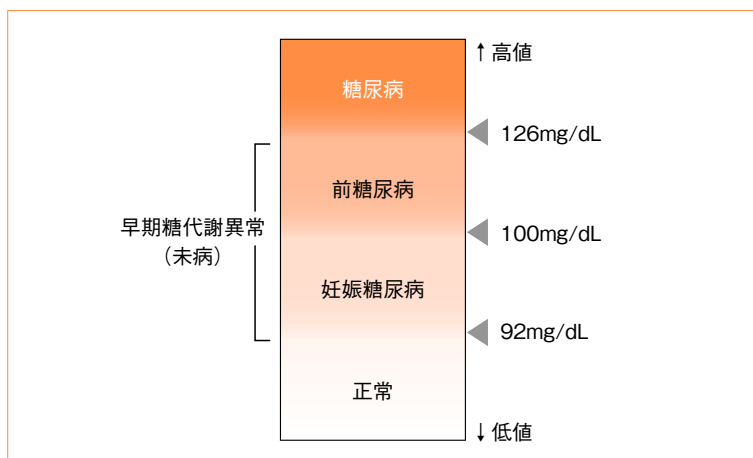


図 5-9 絶食時血糖をとおして連続的に捉える糖代謝状態の全体像

糖尿病における未病は早期糖代謝異常であり、具体的には妊娠糖尿病と前糖尿病から構成される。正常から糖尿病まで、糖代謝状態は3種類の閾値を介して、連続的につながっている。

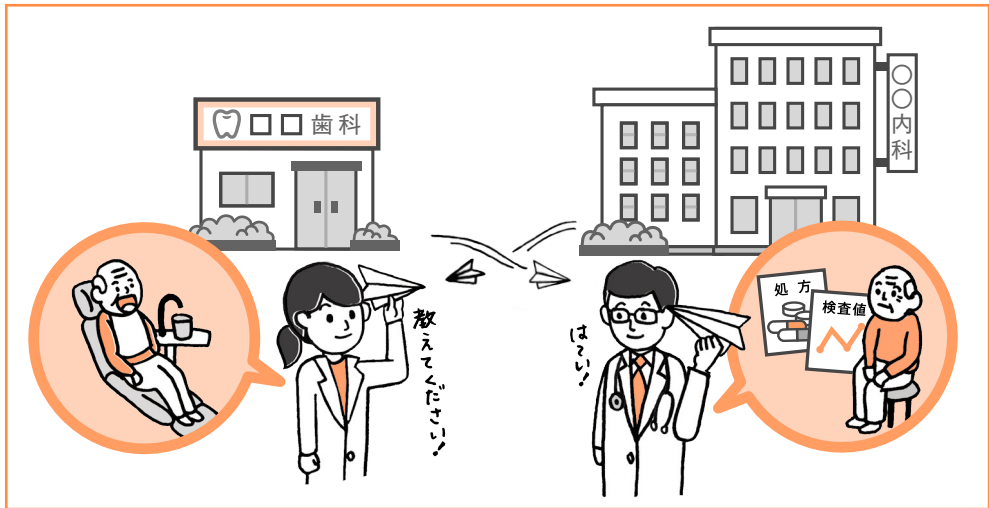


図 6-5 診療情報連携共有料は歯科からの投げかけによって始まる

る保険医療機関に交付する。また、交付した文書の写しを診療録に添付すること。

ア 患者の氏名、生年月日、連絡先

イ 診療情報の提供先保険医療機関名

ウ 提供する診療情報の内容（検査結果、投薬内容等）

エ 診療情報を提供する保険医療機関名及び担当医師名

(3) 診療情報連携共有料を算定するに当たっては、歯科診療を担う別の保険医療機関と連携を図り、必要に応じて問い合わせに対応できる体制（窓口の設置など）を確保していること。

(4) 同一の患者について、同一の保険医療機関に対して紹介を行い区分番号「B009」診療情報提供料（I）を算定した月においては、診療情報連携共有料は別に算定できない。

歯科とほぼ同じ内容になっていますが、重要な点は次に示す“3つの算定条件”です。

1. 歯科からの求めに応じ
2. 患者の同意を得て
3. 検査結果、投薬内容等の診療情報を提供した場合

3つの算定条件の中で、医科診療報酬点数表のみに書かれているものが、最初の『歯科からの求めに応じ』です。すなわち、診療情報連携共有料は歯科から医科への照会によって初めて成立します（図 6-5）。

連携のキャッチボールは、歯科から手紙を投げかけなければ始まりません。ですから、これは医科から歯科への連携ではなく、歯科から医科への連携、すなわち“**歯科医科連携**”なのです。本編のタイトルを医科歯科連携ではなく、歯科医科連携とした理由は、ここにあります。

診療情報連携共有料のポイントをまとめます。

- ・慢性疾患患者について、**歯科から医科に照会**すること
- ・照会の内容は**検査結果**および**投薬内容**など
- ・照会した歯科、および返答した医科の**双方に 120 点**を与える
- ・必要があれば、照会は **3 カ月に 1 回**行うことができる

ここで注意すべきことは、従来の診療情報提供料（250 点）との違いです。診療情報提供料は「患者を紹介」した場合のみ算定が許されており、患者紹介を伴わない場合は算定できません。しかし、診療情報連携共有料の場合は、患者紹介の有無にかかわらず、歯科からの照会に返答すれば算定することが可能になりました。しかも、必要があれば 3 カ月以上の間隔で照会・返答を繰り返すことができるのです。

従来は、医科が歯科から照会を受けた時、診療情報提供料が算定できないため無報酬で返信していた現状がありました。厚生労働省は、このような実態も把握したうえで、新たに診療情報連携共有料を用意したものと考えられます。



Dr.にしだの勸所！

歴史的な誕生を果たした診療情報連携共有料ですが、運用されなければ意味がありません。大切なことは「**歯科から医科への照会をきっかけ**」として連携が回り始める点と、「**受け手となる医科側が知らなければ連携は頓挫してしまう**」という、この 2 点です。照会を行う場合は、あらかじめ相手側の医師に、診療情報連携共有料の意図と運用方法を伝えておきましょう。

2 診療情報連携共有料が意味するもの

診療情報連携共有料は「慢性疾患をもつ患者さんを中心にして、歯科と医科が全身状態の変化をお互いに見守り合う」ために誕生した診療報酬といえます。具体的なイメージを掴むため、糖尿病モデルで考えてみましょう。

糖尿病と歯周治療のため、内科医院と歯科医院に通院している A さんがいました。歯周基本治療が終わっても、歯周病がなかなか改善しないため、不思議に思った歯科医院の院長先生が患者さんに尋ねると「実は糖尿病で薬を飲んでいるんです…」という事実が発覚します。それは大変ということで、歯科医院の院長は診療情報連携共有料を活用して、かかりつけ内科医に対して照会を行います。